

# 寛文期の蝦夷地アイヌ社会の様相について

## — 寛文蝦夷蜂起の戦後処理を手掛かりとして —

市 毛 幹 幸

はじめに

近世前期の蝦夷地アイヌ社会の諸相について考える際、幕藩制国家との関係を通してアイヌ社会に生じた諸問題が噴出した結果である寛文蝦夷蜂起（寛文九年（一六六九）～寛文十二年（一六七二））は有力な手掛かりとなるであろう。実際に、蜂起の背景・原因、経緯、幕藩制国家側の対応、アイヌ側の敗因の分析を通じて、幕藩制国家の確立期とされる寛文期（一六六一～一六七三年）当時の蝦夷地アイヌ社会の在り方を論じた研究には重厚な蓄積がある。そして、寛文蝦夷蜂起段階のアイヌ社会は狩猟・漁撈を生業としながら、商場知行制の展開による松前藩側との交易関係が発展し、「共同体首長」が政治的・経済的地位を向上させ、地域によつては「大首長―首長―共同体成員」の階層秩序が形成されてきたという。また、アイヌの社会経済の基本となる「河川共同体」を中心とする「諸集団」を緩やか、且つ広範囲に括り、「文化的な共通性と血縁関係」を持ち、「政治的結合をも強めつつあった」、「地域的まとまり」が形成されていたといわれる。更に、近世蝦夷地アイヌの在り方については、幕藩体制に規定された松前藩制の商場知行制から場所請

負制への転換との対応で交易相手から漁場労働者へ変質していったと説明されている<sup>1)</sup>。このことは単純化すれば、商場知行制段階の寛文期から場所請負制が成立する享保期（一七一六～一七三六年）はアイヌ社会の在り方が変質していく過程であったと理解できるものであろう。

本稿においては、この時期を過渡期と位置付け、蝦夷地アイヌ社会の変質に少なからぬ影響を与えたと思われる蜂起後の松前藩側による上・下蝦夷地仕置を手掛かりとして、当時の蝦夷地アイヌ社会の在り方について個別的に考察していく。「地域的まとまり」が形成されていたとされる蝦夷地各地のアイヌ社会と松前藩側の蜂起解決交渉（アイヌ側が松前藩側から「ツクナイ」（＝賠償の物品。以下、ツクナイと表記）提出を要求されるのが一般的であったため、以下では「ツクナイ交渉」の表記を併用する<sup>2)</sup>）における両者の対応は当時の蝦夷地アイヌ社会の在り方を反映していると考えらるからである。

論述に際して、蝦夷地の地域区分は使用する史料に従い、「上蝦夷地」（＝西蝦夷地：北海道西部の日本海沿岸地帯からオホーツク海沿岸、知床半島まで）、「下蝦夷地」（＝東蝦夷地：東部の太平洋沿岸地帯から知床半島まで）と表記する。また、寛文期段階の松前藩領域は「和人

地」(「松前地：西部の日本海側の現、爾志郡熊石町関内付近から東部の現、亀田郡戸井町汐首付近まで」とする。地名表記は初出の際は史料文言のまま「」で示し、二度目以降はカタカナ表記にするが、史料文言と現行地名が漢字表記で一致するものはそのまま漢字表記で示す。また同一箇所であるが、史料間で表記の異なるものは初出のものをカタカナ表記したものに統一して示す。現行地名は表Ⅰ・Ⅱに示すが、表にないものは初出の段階で地名の後に( )で示す。アイヌの人名表記は初出の際は史料文言を「」で示し、二度目以降は史料文言をカタカナ表記する。但し、史料で漢字表記されたものはそのまま漢字表記にする。

尚、本稿では便宜を考え、下蝦夷地から論述する。

### 一、寛文期におけるアイヌの存在形態

寛文蝦夷蜂起について概括すると、先ず前段に日高地方北西部での慶安期(一六四八～一六五二年)以来の狩猟・漁撈圏をめぐるアイヌ社会内部の紛争があった。そして、劣勢になった側の松前藩への武器支援要請が松前藩の不介入方針で拒絶され、要請の使者の松前藩側による毒殺の風聞が流布するに及び、優勢側の上・下蝦夷地各地への脅迫を伴う共同要請を契機・直接原因として、松前藩に対する抵抗・闘争に転換・発展していくことになる。

アイヌ社会では、個々の集団ごとに交易商品生産や生業の場として狩猟・漁撈権を主張する一定の自然環境が自己の領域として意識されていたという。そして、このいわゆる「イオル」は河川流域に形成され、特

定の集団が「排外的」に「占有する空間」で、その集団のみが狩猟・漁撈権を有していたのだという。<sup>3)</sup>

ところで、蜂起に際して加勢隊派遣・情報収集を行った弘前藩側の記録、「津軽一統志」巻十(青森県史編さん近世部会編『青森県史』資料編近世1・近世北奥の成立と北方世界 青森県 二〇〇一年所収(以下、『県史・資料』と略記し、所収史料の頁数は『県史・資料』の頁数で示す。当史料については以下、「一統志」と略記)。尚、『県史・資料』には弘前市立図書館蔵八木橋文庫本と東京国立博物館本とが収載されているが、本稿では前者を使用する)や「寛文拾年狄蜂起集書」(『県史・資料』所収(以下、「集書」と略記))には各々、「松前より蝦夷地迄所付」・「松前より下狄地所付」(以下、「一統志・上(下)所付」と略記)、「松前より上狄地迄所付ケ」・「松前より下狄地迄所付」(以下、「集書・上(下)所付」と略記)という記録が収載されている。これらには松前から近い順に上・下蝦夷地各地の集落名、アイヌ戸数・人口、「乙名」・「おとな」という首長を示すと思われるアイヌ名、商場の有無・知行主名が記されている。そして、各集落には河川と「間・澗」という船舶繫留に適した地形の有無が記されており、集落が一筋の河川ごとに形成され、河川流域の自然環境を基盤としていたことを想定させる記録といえる。また、「一統志」には寛文十年(一六七〇)の弘前藩の上蝦夷地探索・牧只右衛門隊に随行した阿部喜兵衛の「万聞書扣」(以下、「一統志・万聞書扣」と略記)や阿部与七郎の「兵庫様御居城より松前上国江渡口覚」(以下、「一統志・渡口覚」と略記)が収載されており、両「所付」にはない集落、首長、地形的特徴の情報が記されている。これらを

各集落名と首長名を中心に対照したのが表Ⅰ・Ⅱである。

これらの表からは、集落に対応して首長が存在している場合が多く、その存在形態は「一集落一首長」、「複数集落一首長」、そして「一集落複数首長」であることがわかる。また、集落には単に首長名が記される場合と首長名の後に「持分」と記される場合とがあるが、前者の集落がその首長の居所であり、「持分」とされる集落は小規模集落か、何らかの理由、例えば、交易商品の生産性が低いために一人の首長のもとに集合した集落、或いはその集落の歴代首長が中心となって開拓した集落であったと考えられる。更に、「一集落複数首長」の形態は、上蝦夷地の「熊石」、「与一」、「るいしん」、「庄や」と下蝦夷地の「しこつ」、「さる」、「浦川」などに確認できるが、これらは河川流域に大規模な人口を有していて、各々に首長が存在する複数の集落に分かれて居住しており、それらが一筋の河川流域にあって利益を共有することから集合したものと考えられる。こうして構成されたアイヌ集落・集落集合体は自己の拠って立つ河川流域全体を自己の領域として認識していたのである。そして、一定規模の生産力を持つ集落、または小規模・低生産の集落を集合した集落集合体ごとに商場を設定し、松前藩主や商場を給地として知行された松前藩士と各首長を中心とする集落成員とが交易関係を取り結ぶのが、寛文期当時の蝦夷地社会の基本的な在り方であったのである。

アイヌ社会と松前藩側との関係がアイヌの蜂起への転換にどう作用したかについては、弘前藩探索隊が接触したアイヌが証言している。ヨイチアイヌは「しやくしやいん」側の脅迫的な共闘要請を契機としているが、より根本的には交易交換比率の一方的変更、「大分の押買」とそれ

に伴う人身拘束などによるアイヌの生活上の「難義」や松前藩側の「惣て悪敷」き「御仕形」が原因と証言する（「二統志」六一九頁）。また、ヨイチ集落首長も不等価交換や「押買」の「無理非道」、アイヌの松前入り禁制による生活不安の「訴訟」のために敢えて松前入りした首長「けくらけ」の悲劇でヨイチでは以前に蜂起への衝動が生じていたという。この時は内部の異論で蜂起しなかったが、アイヌ「毒飼」（毒殺）の風聞とシヤクシヤイン側の要請を契機に蜂起したという（「同前書」六二〇頁）。更に、「しりふか」集落首長「かんにしこる」は不等価交換の不满、不满を「訴訟」すると「毒飼」の脅迫、「毒飼」によるアイヌ「御たやし」の不安、松前藩側のシリフカ集落漁場への不当な介入などを証言している（「同前書」六二〇～六二二頁）。これらのことは、蜂起の基本原因の明確でない下蝦夷地の内紛地帯についても同様であったと考えられるであろう。つまり、当時のアイヌ社会においては、松前藩側との交易関係を必須としながらも、地域によっては松前藩側や和人との関係が自己の社会生活の基盤に危機をもたらすという矛盾を孕んでいたのである。

## 二、寛文九年の下蝦夷地仕置

表Ⅰを見ると、下蝦夷地では八ヶ所のアイヌ集落・集落集合体で和人襲撃に蜂起している。

これらの地域の蜂起には、寛文蝦夷蜂起に関する松前藩側の記録の「洪舎利蝦夷蜂起ニ付出陣書」（海保嶺夫翻刻・解説『北方史史料集

成』第四卷 北海道出版企画センター 一九九八年所収（以下、『北方史料』と略記し、所収史料の頁数は『北方史料』の頁数で示す。当史料については以下、「出陣書」と略記）にある、シヤクシャイン側の煽動や脅迫を伴う共闘の要請（一六〇～一七頁）の影響もあるが、その根底には、先述のような松前藩側との関係から生じる自集落・集落集合体の在り方に関わる問題があったであろう。

松前藩側の下蝦夷地仕置は特徴的である。例えば「しらおい」アイヌである。表Ⅰをみると、シラオイは「おかつふ」が首長を務め、「しきう」、「じやたい」を「持分」とする一つの集落集合体であった。シラオイアイヌは蜂起するが、松前藩への下蝦夷地蜂起の第一報をもたらしたのもシラオイアイヌであった（「同前書」一七頁）。また、その後はシラオイ地域での戦闘行為はない。このことは、集落集合体内で蜂起に対する世論が一致していたわけではなかったことを示している。そして、このことを原因として松前藩鎮圧軍の進軍の過程でシラオイ集落集合体は松前藩側の統制下に置かれたものと考えられる。松前藩鎮圧軍は「群縫」（表Ⅰの「くんぬい」のこと。以下、クンヌイと表記）を下蝦夷地への前線基地とし、「おしやまんへ」、「しつかり」へ進軍するも、またクンヌイへ戻るといふように、八月四日の初戦闘以後十月二十三日の日高地方の蜂起勢力鎮圧まで時間をかけて進軍している（「同前書」一七〇～二二頁）。また、以前から「味方」だった「うす」アイヌがオシヤマシへの陣を訪問した際に人質として拘束し、他のウスアイヌに蜂起勢力に関する情報収集を命じる措置を採っている（「二統志」六〇三頁）。このように松前藩側の進軍行動は慎重なもので、漸次的に各地のアイヌ集

落・集落集合体を統制下に置く措置を講じての進軍だったことが考えられる。下蝦夷地では、蜂起の完全鎮圧に向けて全てがこのように行われ、以後、三年をかけて仕置が行われていくのである。

ところで、表Ⅰでは、シコツから「三ツ石」までの間に和人襲撃の具体的記述がない。しかし、この地域こそ蜂起前段のアイヌ社会内部紛争の中心地帯であり、松前藩側としてはこの地域の仕置だけは迅速に行う必要性があったといえる。

寛文九年十月二十三日、松前藩側は下蝦夷地蜂起勢力の仕置を「びぼく」、サル、「あつま」の三集落にツクナイ交渉の場を設定して行っている（「出陣書」二〇〇～二二頁）。

ビボクでは佐藤権左衛門の「つくなひ申掛け」に応じてシヤクシャインら蜂起の中心的存在が参集した（「同前書」二〇〇頁）。表Ⅰから、本来「しふちやり」・「もんへつ」集落集合体の首長であるシヤクシャインが、紛争相手の集落集合体（「はゑ」〔沙流郡門別町波恵川流域〕から表Ⅰのビボク、シフチャリ内陸部まで（「同前書」一五頁・「二統志」五九三頁）内の一集落であるビボクで松前藩側とのツクナイ交渉に応じようとしたことは、紛争相手側の衰退や幕藩権力との対抗というアイヌ社会の危機的状況の中で、シヤクシャイン側の影響力が紛争相手側の集落に浸透していったことを物語っている。

ビボクでのツクナイ交渉は平和的解決を目的としたものではなく、蜂起勢力の武力鎮圧を目的とする松前藩側の策略であった。松前藩側はツクナイ交渉の席で、参集したアイヌを襲撃し、シヤクシャインら一四人を「討捕」、二人を「生捕」にし、一人は松前へ連行、一人を「ひぼく

山越」という追放刑に処している。また、シヤクシャイン側に介在し、蜂起に参画した四人の和人にも処刑、「討捕」の処置がとられている（「出陣書」二二頁）。「生捕」になつた二人の内、「うえんすかし」は「一統志」の「松前へ取置候質状人数」で「一、びぼくのうゑんしゆなし」（六〇一頁）とある人物と同一人物だと考えられる。この情報は、「万一しやくしや犬に可致一味かと松前へ捕置、尚又しやくしや犬打出候節、此状共在所にて防き留へきたため証人に捕置」（六〇一頁）という、松前藩側が蜂起拡大を防ぐためにシヤクシャイン側との共闘が想定される地域のアイヌを人質としたことを伝えている。日高地方南部以東に残存する蜂起勢力との対峙が続く状況で、松前藩側はウスアイヌの例のように、戦略上、自己の影響力の働く集落、或いは進軍の過程で漸次的にそうなつた集落の主要人物を人質として利用していくことを方針としていたのである。ウエンスカシがビボク仕置から助命され、唯一人連行されたのもそうした目的があつたのだと思われる。一方、追放された「ま加之助」はミツイシの首長として蜂起初動から参加していた。マカノスケの処遇には「集書・下所付」に「まか之介去年殺レ申候由」（六九〇頁）とあり、鎮圧後の動向については判然としないが、「しやくせんにたふらかされ一味して、一命にさへかへましきとおもふ程の宝物を出したれば彼と一座にいまはし」（「蝦夷談筆記」〔『北方史料』所収〕四九頁）ともいわれ、蜂起に積極的だつたわけではなかつたために、シヤクシャインら中心勢力とは異なる処置がとられたのだとも推測できる。

ビボクでの仕置は後述のサル、アツマでの仕置に比して峻厳なものであつたといえる。それは、ここに参集したアイヌが蜂起の中心的役割を

担つた人物達であり、松前藩側のアイヌ蜂起勢力に対する基本認識が「西ノ九月十五日」付、弘前藩主津軽信政の幕閣への注進の「覚」に、

一、兵庫家来、蛸崎主殿、下国蔵之丞拙者家来に申候ハ、今度蜂起の統領ハしやくしやいぬにて候、此状生捕候か又は討殺し候手段可仕候、左候ハ、余党の状はいか様にも可罷成由、内々八左衛門所存に御座候（後略）（「一統志」五九九〜六〇〇頁）

とあるように、蜂起の首魁のシヤクシャインさえ処置すれば、蜂起は鎮静化するというものであつたことを反映するものであつた。

「出陣書」によれば、サルとアツマでの仕置は次のように行われた。

ビボクでの仕置と同日、サル集落に松前儀左衛門、新井田瀬兵衛の「つくなひ呼寄」によつて、サル首長が出頭し五人が拘束されるが、五人とは「仁之助」（表Ⅰの「にし介」と同一人物。以下、ニスケと表記）とその「子供」であつた。そして、ニスケ一人が松前に連行され、四人は赦免されている。また、アツマでは蛸崎作左衛門の「つくなひ呼寄」によつて「無川よりいぶつ迄」のアイヌが参集した。ここでこの仕置ではアイヌ三人が拘束時の混乱で死亡、「重罪」の一人が処刑、二二人が拘束され、二二人が赦免、一〇人のアイヌ首長達が松前に連行されている（二〇〜二二頁）。

ところで、松前藩側の記録の「蝦夷蜂起注進書之写」（『県史・資料』所収（以下、「注進書」と略記））に収載されている、内容から寛文九年のものと思しき「覚」には、

一、（中略）蝦夷中間にてしふちやりより奥七ヶ村夷とも打殺候へとも、さる・いぶつ辺夷共に申付候、右蝦夷討殺忠節候者、今度

松前へ引上せ申候十一人之者共、其品により相助可申と申渡候、

さる・いふつ両所惣蝦夷共下知可仕者無御座候付、今度搦捕申候内十六人之者、繩免し下知仕候様ニ申付候、

一、しふちやりより奥七ヶ村蝦夷、当夏船より乱妨仕候、鉄炮并鷹持<sup>鷹</sup>之者致所持候鉄炮取申候付、さる・いふつ辺夷共ニも、今度此方より十挺かし置申候、

一、しふちやりより奥夷共重科御座候、さる・いふつ迄之夷共科輕く御座候故、右之通申付候、(七〇二―七〇三頁)

とある。ここに記録された人数で、松前に連行された一人一人というのは、サルで拘束されたニシスケとアツマで拘束されたムカワからイフツ達のことであろう。また、サルやイフツの集落群の「下知」のために赦免された一人とは、ニシスケの子供四人とアツマで赦免された二人のことと思われる。松前藩側は先述の方針に従って、仕置によって人質を確保してこれらの地域に影響下に置き、「科輕」き理由で赦免したアイヌを、「鉄炮」を貸与した上で仕置が行届かない日高地方南部以東の蜂起勢力への備えともいふべき立場に置いたのである。

表Iからは、サルと「もんへつ」には複数の首長を代表者とする複数の小集落が形成されていて、そうした小集落群が集合して一つの集落集合体が構成されていたと想定できる。そして、サル・モンヘツ集落集合体の首長にはニシスケの他に「らせういん」(「らしやうかいん」と「大蔵」が記されており、この二人は赦免されたニシスケの子供であったと考えられる。しかし、大蔵は「酉九月六日」付の注進の「覚」で、

この時点までに、

一、松前の味方狄、しらいいと申所へ罷越様子見せ申候処、さると申所のだいぞう、しやいん、おちりちり、いころし、しこつこの平左衛門右五人の狄共松前へ味方可仕由にて手しるしを相渡候由、惣て狄人何ニても手印と申候て相渡候へハ相違不仕候由申候事、(「一統志」五九九頁)

と、表Iにはない他の三人の首長と思しき人物達(ラセウイン(ラシヤウカイン)はこの内の一人か)と共に、つまりニシスケの係累四人は松前藩側に「味方」の「手印」(「誓約の証拠となる物品」<sup>品</sup>)を提出している。また、大蔵は蜂起の時点でサル近辺に滞留していた和人六人を「抱置相果不申」と保護している(「同前書」五九九頁)。更に、「大蔵ト申狄ハさるのおとなニ御座候、御身方申由にて、去年シヤクシヤタイ地被成候而以後、下之狄共仕置キ大蔵ニ被仰付候、鉄炮なども預ケ置被成候」と、蜂起の翌年には松前藩側のアイヌとして重用されたという(「集書」六八二頁)。「下之狄共仕置」とは先述の「注進書」でいう「奥七ヶ村夷」への備えのことであろう。つまり、大蔵は仕置の過程で一度拘束され、輕罪として赦免された一人であったが、実際には蜂起せず、松前藩側に「味方」する姿勢を示していたのであり、他の三人の人物達も同様であったといえる。

ではなぜ、係累の中からニシスケだけが松前へ連行されたのだろうか。先述した松前藩側の進軍の方針によるものであることは考えられる。しかし、ニシスケは首長として、松前藩側に「味方」を誓約する「手印」を提出していない。また、表Iから、ニシスケはサルを居住地としなが

らも、単独でムカワ集落の首長であったことが想定できる。そうであれば、ムカワ集落はサル・モンヘツ集落集合体の一面を成していたといえるだろう。このサル・モンヘツ・ムカワ集落集合体に在ってムカワ集落がツクナイ交渉に応じたのがサルではなくアツマであったことを考え併せると、ニシスケが首長であったサル・モンヘツ内の小集落とムカワ集落は蜂起に際しては、首長が係累であっても、大蔵らの集落群とは違う対応を選択した可能性を想定できるのである。そして、その対応が松前藩側に積極的に与するものでなかった代償として、首長のニシスケが連行されたのだと考えられるのである。こうしたことから、サル・モンヘツ・ムカワ集落集合体という同一集落社会内で蜂起への対応が一樣ではなかったことが推測できる。

アツマでツクナイ交渉に応じたアツマ集落については、表Ⅰで見ると、「集書・下所付」の「あつま」の項目に「しこつノ狄持分之由」(六九〇頁)とあり、「平左衛門」・「小にし」・「うへかは」に人名不詳の者を加えた複数の首長が並存するシコツと集落集合体を構成していたと考えられる。そして更に、「一統志・下所付」にシコツの項目がなく、首長の存在が明らかでない「いふつ」の項目に「此奥にしこつ」(六一五頁)とあることから、内陸のシコツと太平洋沿いのイフツは共通の河川流域に形成された集落群を集合させていた可能性が想定できる。つまり、シコツ、アツマ、イフツは一つの集落集合体であったと考えられるのである。

この集落集合体は蜂起鎮圧後に、先述の「注進書」の内容から、サル・モンヘツ・ムカワ集落集合体の首長の一人のニシスケ同様、人名不詳

の首長一〇人が人質として連行され、赦免された一二人のアイヌが自己の集落集合体の管理と「奥七ヶ村夷」への備えを命じられている。では蜂起に際してはというと、「当夏松前より下口へ参候船の内、松前の鷹師船壹艘しこつと申所にて打殺し申候由」(「一統志」五九六頁)とシコツで和人襲撃に蜂起している。アツマでの仕置で一人が処刑されているが、この人物を中心とした小集落が蜂起したかと考えられる。また連行された一〇人の首長達の集落群も松前藩側に与するという姿勢を鮮明にしなかったであろう。しかし一方、表Ⅰでシコツの首長と記録されたアイヌの内、平左衛門は先述の「西九月六日」付の「覚」に登場した人物で、大蔵同様、松前藩側に「味方」を誓約している。平左衛門は拘束後、赦免された一二人の内一人であるとも考えられるが、この記述からはシコツ・アツマ・イフツ集落集合体内において平左衛門を首長とする小集落は蜂起しなかったと考えるのが妥当である。こうしたことからこの集落集合体内にも蜂起に対して異なった対応を示す小集落を包摂していたことが推測できるのである。

尚、翌二十四日に松前藩鎮圧軍はシフチャリのシャクシャイン側本拠地を襲撃して八人のアイヌを討捕り、翌月にかけて日高北西部地方の戦後処理を行った後、閏十月二十日に松前に帰還して寛文九年の下蝦夷地仕置を終えている(「出陣書」二二頁<sup>①</sup>)。

この地方における松前藩側の仕置は個々の集落の蜂起への関与の度合い、松前藩側への態度によってその対応に相違があったことがわかる。そして、アイヌ社会では蜂起に際しては同一集落集合体内に在っても、その対応は一樣ではなかったと考えられる。この地域は蜂起以前からイ

オルをめぐるアイヌ社会内部紛争が問題となっていた。松前藩側に「味方」する集落があらわれたのは、内部紛争の経緯から単純にシヤクシヤインに同調しなかった結果だといえる。また、地域に滞留する和人を保護するなど、根底に対松前藩交易を希求する集落世論があり、そうした自己集落の利益に従った結果であったのだともいえる。この地域全体が蜂起一辺倒の選択をしたわけではなかったことは、各集落や集落集合体が相互に関係を結びながらも自立的であったことを示すものと考えられるのである。

### 三、寛文十年以降の下蝦夷地仕置

下蝦夷地では寛文九年閏十月以後、寛文十二年まで継続して仕置が行われている。

下蝦夷地での蜂起鎮圧をめぐる松前藩側の慎重さは、表を見ると商場設定が上蝦夷地より進んでいるように見えるが、実態としては、その影響力が下蝦夷地アイヌ社会にそれほどには浸透しておらず、アイヌ社会の抵抗が強かったことを示すものである。

寛文十年の段階で下蝦夷地では「浦川七ヶ村悪逆之者」（「出陣書」二三頁）と呼ばれるアイヌの仕置が未済のまま残されていた。このアイヌ集落群には「小村」で「近年蝦夷住居付不仕」という集落が含まれており、実質五集落であった（「同前書」二三頁）。松前藩側から「悪逆」とされたのは「浦川」、「ほふへつ」（表Ⅰの「ぼろへつ」のこと。以下、ボロヘツと表記）、「えりも」（現行地名は不明、現、幌泉郡えりも町内

か）、「ぬかへつ」（現、様似郡様似町・幌泉郡えりも町境、ニカンベツ川流域）、「たもち」の各集落（「同前書」二三頁）で、表Ⅰの「浦川」から「たもち」の集落に相当する。また、この地域には松前藩主の直轄する商場が設定されていた。

表Ⅰから想定できる、「ばらやけ」（「ばしやけ」）、「しやせいん」（「しやはいん」）、「やうたりころ」を首長とするウラカワ集落集合体は、内紛期からシヤクシヤインのシフチャリ・モンヘツ集落集合体と連携関係にあり（「一統志」五九五頁）、バラヤケ「持分」のボロヘツが和人襲撃を行っていることから、この集落群は当初から蜂起に関与していた可能性がある。その理由は明確ではないが、先述した松前藩側との関係から生じる不満が根底にあったと考えられる。また寛文十年に弘前藩から下蝦夷地探索に派遣され、「けるま・三石」近辺に接岸した秋元六左衛門隊が衝突したアイヌは「去年松前のにしばにたまされ大将共殺させ候」とシヤクシヤインの処置など松前藩側の仕置への不信感を言い立てており（「同前書」六二六頁）、この不信感は「悪逆」とされる抵抗の要因であったであろう。

この地域のアイヌ集落群は寛文十一年（一六七一）の蛸崎蔵人と翌十二年の松前泰広の各々、シラオイ、クンヌイへの派遣・仕置で鎮静化するが（「出陣書」二二―二四頁）、それにはアイヌ社会内部からの圧力が影響していると思われる。寛文十年に、

一、下くすり・あつけしノ狄共今度しらをいまで六十人相詰、松前へ御訴訟仕候由、当年御舟不被下候而迷惑仕候間、来年ハ御舟被下度候、去年も拙者共ハ御忠節申上候、いたつら仕候狄共御氣遣

ニ被思召候は、此方ヨリ可申渡候、其上ニて合点不仕候者、私共  
思案の次第ニ可仕候、とかく御舟不被下候而ハ、トカナキ狄共迄  
迷惑仕候、(後略) (『集書』六七五頁)

というように、「下くすり」(表Iの「くすり」のこと。以下、クスリと表記)、「あつけし」(現、厚岸郡厚岸町厚岸湾沿岸地帯)両アイヌが蜂起の影響で松前藩商船の派遣がなかったことを「迷惑」として、寛文十一年の商船派遣を「訴訟」している。更に、松前藩側にとつて懸念される「浦川七ヶ村悪逆之者」、ここで言う「いたつら仕候狄共」を場合によつては自分達で処置するとまでいい、ウラカワなど日高地方南部の抵抗を続けるアイヌに対して強硬な立場で臨んでいるのである。

「出陣書」によれば、寛文十二年と考えられる「七月十七日」付、幕府老中宛松前泰広書状に、前年の六月から七月頃に両アイヌが松前藩側の蜂起鎮圧のための前線基地があるシラオイ、クヌイニ来訪したという記事が見られる(二三頁)。両アイヌの来訪の目的は記されていないが、両アイヌは「のさつぷ」(現、根室市納沙布付近)のアイヌと共に来訪しており、松前藩側はこの三ヶ所のアイヌを「味方分の夷」と認識しているのである。そして、

○東の方くすり、あつけしと申所迄松前より往来仕候。能順風に昼夜走候て八日ほとに着申候。道程四百里程も可有之候。此所多そらつこ嶋へ渡りラツコの皮持参仕此方へ商申候。多その内にて随分達者成者ならてハ不参候。らつこ島の者共を氣遣申由ニテ道程ハ何ほと有之候哉相知不申候。出入三年ニて一往来仕由に御座候。勿論日本人、らつこ嶋へ参候儀終に無之候。彼嶋の者共多そ地へ参候義

も無之由事。(『蝦夷談筆記』三五〜三六頁)

というように、クスリ、アツケシにノツサブも含めて、この地域のアイヌ集落は、「らつこ島の者共」の居住する千島方面と松前藩側との交易の中継基地として機能していたのだと考えられるのである。寛文十年、両アイヌがシラオイに来訪し「訴訟」した際、米二〇〇俵の譲渡を申請し、松前藩が九〇俵を譲渡すると「狄共御見やけの由にてラツコノ皮十枚、熊皮六枚、真羽百尻指上ケ帰り申候由」(『集書』六七六頁)と、松前藩側にとつて希少価値の高い北方交易商品と引き換えている。また、享保二年(一七一七)の幕府巡見使の記録「松前蝦夷記」(松前町史編集室編『松前町史』史料編第一巻 松前町 一九七四年所収(以下、『町史・史料』と略記し、「松前蝦夷記」の頁数は『町史・史料』の頁数で示す)によれば、「土産之品出ル場所」の「獺虎」の項目に「蝦夷地之内 くるみせの嶋 しろいところト云所ニて取レ申由」とあつて(三八六〜三八七頁)、「くるみせ嶋」は千島列島を、「しろいところ」は知床地方を指していることから、こうした北方交易商品を道東・千島地方から確保するためにはクスリ、アツケシ、ノツサブのアイヌにとつて松前藩側との交易による本州製品の入手が必要不可欠だったはずである。これら道東地方のアイヌ集落は、松前藩側との交易関係保持を集落の意思として表明して、近隣の蜂起勢力と共同歩調をとらず、むしろ第三者的に仲裁に入ろうとしており、それは、このような自集落の拠つて立つ社会的基盤によるものであつたと考えられるのである。

ところで、渡島半島噴火湾沿岸には「くんぬいより上浦ノ惣おとな分ニ狄共用申候」(『集書』六八五頁)の「あいこらい」が首長であるアイ

又集落が存在していた。表Ⅰで「あいづらい」が首長であった「忍きし内」から「おとしつへ」の集落集合体がそれに相当するだろう。

「集書」の「去年蜂起仕候共内談ノ事」では、アイコライ（アイツライ）は蜂起に際して、「我等事ハ御身方可申候」と、松前藩側に立つ一方で、「くんぬいヤフレ申候者、身方ノ由申候而くんぬいの人數此ちやしへ入、おもいのまゝ二下狄共ニ申合せ打殺可申覚悟仕候由申候」と、松前藩側が劣勢の時は蜂起勢力に協力する「奥意」であったという（六八五頁）。松前藩側にありながら、下蝦夷地アイヌ社会との強いつながりも併せ持つ存在であったといえる。更には「松前ヲ責メ申事手内之事可有御座候、奥下迄段々ニ触廻シ申候」と「奥意」を「奥下」まで報知したというのである（「同前書」六八五頁）。このことは「奥下」、つまり、道東地方のアイヌと渡島半島噴火湾沿岸のアイヌとの関係の深さを窺わせるものである。蜂起の過程でこの集落集合体がどのような対応を示したかは判然としないが、和人に近接し、且つ道東地方のアイヌとの深い関係が想定される環境下にあることを根拠に、その首長アイコライがこの地域の「惣おとな分」としての立場にあつたのだと思われ、こうしたことに道東地方のアイヌが蜂起を「迷惑」としていたことを加味すれば、この集落集合体が蜂起に積極的に関与することは自集落集合体の利益に適合することではなく、松前藩側に「身方」の立場で終始したのだと考えられる。そして幕藩権力を背景とする松前藩側と道東地方のアイヌの強硬な立場、或いはこのような道東地方のアイヌとの関係が想定できる渡島半島噴火湾沿岸のアイヌとの間に在っては、「悪逆」と呼ばれた地域のアイヌも松前藩側に屈服する他はなかつたのだと考えられる。

また、表Ⅰでは「ほろいつミ」以東の四集落が蜂起している。これらの集落の蜂起原因は判然としない。ただ、道東地方のアイヌ集落が松前藩側と道東・千島地方の交易の結節点として機能していたとして、これら四集落には商場が設定されていないことを考え併せれば、これらの集落は松前藩側と道東・千島地方との交易ルートから疎外される傾向にあり、周辺のアイヌ集落より相対的に交易の恩恵を受けることが少なかったのだと思われる。また、この地域においても鷹待の殺戮が行われており（「一統志」五九六頁）、他の地域同様、イオルへの鷹待、金堀ら和人の侵出で生業上の権利を侵されていたことも想定される。このような問題から生じて蓄積した不満がこの四集落に蜂起を選択させたのだと考えられる。尚、この四集落の仕置についても判然としない。しかし、ウラカワ以東の「悪逆」と呼ばれた地域と同様の事情で、自集落存続の危機状況に窮して屈服せざるを得なかつたであろうと思われる。

ここで検討した下蝦夷地各地の蜂起の理由には先述した基本原因が挙げられるだろう。しかし一方でホロイツミ以東の四集落のように相対的に交易の恩恵に恵まれなかつたと考えられる地域もあり、一様には説明できない。また、蜂起への対応も蜂起、松前藩側の「味方（身方）」、或いは蜂起勢力を牽制する姿勢を示すなど多様であった。これは、各々が自己集落・集落集合体の拠って立つ社会的基盤や利益を考慮したことの結果であつたといえる。

#### 四、寛文十年の上蝦夷地ツクナイ交渉

表Ⅱを見ると、上蝦夷地では七ヶ所の集落・集落集合体で蜂起し、和人襲撃が起こっていることがわかる。ただ、蜂起鎮庄までの上蝦夷地各集落・集落集合体の動向については下蝦夷地に比して史料上の記述が少なく、その戦略、戦闘力などについても判然としない。しかし、下蝦夷地日高北西部地方の蜂起勢力鎮庄後に成された、寛文十年上蝦夷地仕置におけるツクナイ交渉の結果は当時の各アイヌ集落・集落集合体社会の諸相を知るための手掛かりとなりそうである。

「注進書」と「集書」には各々、寛文十年の上蝦夷地仕置のツクナイ交渉について記した「九月八日」付、「松前兵庫」の「覚」（以下、「注進書・ツクナイ覚」と略記）、「ツクナイ出シ候覚」（以下、「集書・ツクナイ覚」と略記）という記録が収載されている。前者にはツクナイに応じた集落・集落集合体名、首長名、ツクナイ提出数が具体的に記されており、後者は部分的で具体性には欠けるが、蜂起したにもかかわらず、前者に記録のない「しくづし」（表Ⅱの「しくつしノ崎」のこと。以下、シクツシと表記）のツクナイ概要や「おたすつ」、シリフカ、「石狩川湊」、「はつしやふ」の各アイヌはツクナイ交渉から逃亡、交渉欠席で松前藩側は周辺アイヌ集落首長に催促を指示したとする情報が記されており（六八六頁）、松前藩側の上蝦夷地仕置の方針が窺われるものである。これらを集落名、首長名、提出数にとまとめたものが表Ⅲである。ここでは「注進書・ツクナイ覚」を主として、「集書・ツクナイ覚」で補

いながら検討することとする。

「注進書・ツクナイ覚」を見ると、「せた内」、「嶋子巻」、「すつつ」の各集落は「去年忠節仕候蝦夷共御座候付、此方より褒美を出し申候」（七〇三頁）と、蜂起に際して松前藩側についた集落であったことがわかる。表Ⅱからセタナイは松前藩側の上蝦夷地ツクナイ交渉派遣隊の先導役を命じられ、ヨイチからの帰途に在った弘前藩探索隊が遭遇した「節木内」（表Ⅱの「関内」のこと。以下、関内と表記）首長の「彦次郎」（「一統志」六二四頁）が首長を務める集落である。セタナイ・関内集落集合体は「相沼内」から「熊石」までの集落集合体と隣接している。そして、この集落集合体の首長の一人、「トヒイシ」（表Ⅱの「とひし」のこと）は、寛文九年に松前藩側から上蝦夷地へのツクナイ交渉打診を命じられていた（「同前書」六一〇頁）。相沼内、熊石、関内には蜂起に際して松前藩側の上蝦夷地方面の前線基地が置かれており（「同前書」五九二頁）、蝦夷地・和人地境界地帯のこれらの首長は共に早い段階から松前藩側に立つ集落集合体の首長であったと考えられる。

シマコマキは表Ⅱからは、周辺の二集落を集合し、ここを居所とする「ちよこつ」が首長を務める集落集合体である。表Ⅲの「注進書・ツクナイ覚」の首長「ちよかつへ」とは同一人物であろう。一方、「集書・ツクナイ覚」ではシマコマキ首長の「てまりけ」が一七〇色のツクナイを提出したとある（六八六頁）。しかし同書には逃亡したシリフカに対するツクナイの催促が松前藩側から「嶋こまき・ちよこ川」に命じられた旨の記述があり（六八六頁）、この集落が蜂起したという記述もないことから、集落内の大勢は松前藩側への「忠節」姿勢であったと考えて

よいであろう。また、スツツは表によって首長名に相違があり、或いは小集落が集合した集落集合体であったとも考えられる。そして、表Ⅲの「注進書・ツクナイ覚」では「忠節」・「褒美」（七〇三頁）とあるのに対応して、「集書・ツクナイ覚」では二〇〇色のツクナイを「ふまびら」

（表Ⅱの「古平」のこと。以下、フルヒラと表記）までの集落と分担して提出したとある（六八六頁）。スツツ内部の小集落ごとに違う対応を選択した可能性も考えられるが、表Ⅱのスツツからフルヒラの間では、オタスツ、「いそや」、シリフカ、フルヒラで蜂起しており、これらの地域と同様に松前藩側がツクナイを各地域に分担させるということは、アイヌ側に新たな不満を生じさせる危険性があったであろう。まして、スツツは「忠節」と松前藩側に認識されており、史料上、蜂起の記述もないことから、松前藩側に立つ集落であったと考えてよいであろう。

その他、表Ⅲの「注進書・ツクナイ覚」に記録される「しりへち」（表Ⅱの「しりへつ」のこと。以下、シリヘチと表記）から「そやや」（表Ⅱの「庄や」のこと。以下、ソウヤと表記）、「りいしや」（表Ⅱの「るいしん」のこと。以下、ルイシンと表記）までの一三ヶ所の集落や集落集合体について見ていくと、シリフカ、フルヒラ、ヨイチ、「石狩」、「ましけ」（表Ⅱの「ましけノ崎」のこと。以下、マシケと表記）が各々三二五、一一二、三〇〇、二〇〇、一〇〇、また、「集書・ツクナイ覚」にはシクツシ、石狩川湊が各々七六、二〇〇予定とある。それに対してシリヘチ、「ふるう」、「しこたん」（表Ⅱの「しよこたん」のこと。以下、シヤコタンと表記）、「ひくに」（表Ⅱの「びくに」のこと。以下、ビクニと表記）、「もいれ」、「ほろとまり」（現、増毛郡増毛町暑

寒別川流域）では各々一〇、二五、三五、一〇、四九、三〇とツクナイ提出数が少ないことがわかる。その差の理由は、表Ⅱから前者には商場が設定されていることが多く、ヨイチアイヌやシリフカ首長カンニシコルの証言（表Ⅱからシリフカには商場の設定が見られないが、その証言内容から設定されていたと考えられる）のように、松前藩側の「惣じて悪敷」き「御仕形」や諸々の「無理非道」への不満を基本原因として蜂起したか、松前藩側に敵対的姿勢を示したことによるものと考えられる（蜂起したイソヤのツクナイ状況については不詳）。また、後者には蜂起の記録がないが、蜂起勢力が「忠節」かの旗幟を鮮明にせず、松前藩側にもセタナイ、シマコマキ、スツツのように把握しきれなかったため、仕置を完全なものにする必要のあった松前藩側によって少額のツクナイを課されたのだと考えられる。尚、「延引」・「与市へ不参」とされる「ゆふべち」（表Ⅱの「ゆうへつ」のこと）、「でくに」（現行地名は不明）の蜂起に際しての対応については具体的なことは不詳である。

表Ⅲの「注進書・ツクナイ覚」からは、各集落・集落集合体の代表者たる首長が集落・集落集合体の名の下に各々が直接に松前藩側との間にツクナイを成立させていることがわかる。このことは各々が個別的に蜂起に際しての自集落・集落集合体の責任をとったことを意味しており、各々の自立性があらわれているといえるだろう。

さて、「注進書・ツクナイ覚」に記されているなかで、不可解な点の残る集落がある。

松前藩側は寛文十年五月に上蝦夷地仕置として「通路の者作兵衛・山三郎と申者式人、狄四五人差添与市迄被遣候」（「一統志」六一九頁）と、

ツクナイ交渉をヨイチに向けて打診している。上蝦夷地では、弘前藩探  
索隊に対して、松前藩側が探索隊の動向を探知し、

(前略) 津軽殿船もとりに見合次第に打つふし可申とて、道々に相  
待罷有候と承候間、左様に御心得、能日和に沖を御はせ通り可被成  
候由、与市の狄共しやこたんの蝦夷共方まで申越候、(後略)(同  
前書)六二〇頁)

と、ヨイチアイヌが得た松前藩側の動向に関する情報(五月の打診の  
際に聴取か)をシヤコタンアイヌを通じて報知している。アイヌ社会で  
は、前年の蜂起に先駆けて、シヤクシャイン側の蜂起の情報が広範に伝  
達されたようであるが、情報伝達が速やかに行われる通信網が発達して  
いたことが想定される。それはこのツクナイ交渉に遠隔地のアイヌ首長  
がヨイチに参集していることから認められるであろう。このツクナイ  
交渉の通達によってヨイチに参集したアイヌ首長は、「与市の大将四人、  
手塩の大将老人、るいしんの大将式人、そうやの大将式人、大将計都合  
九人、与市へ十日前に寄合仕罷有候」と、ヨイチ、「手塩」(表Ⅱの「て  
しほ」)のこと。以下、テシオと表記)、ルイシン、ソウヤのアイヌ首長  
達であった(「同前書」六一三頁。最終的にはツクナイに応じたアイヌ  
首長も参集したはずである)。この首長達は全員、「北高麗織の色／＼唐  
草織付申候を着し候、衣類の見事成事言語に不被述候」というように首  
長の正装である蝦夷錦と思われるものを着用していた(「同前書」六一  
三頁)。このような盛装は松前藩側とのツクナイ交渉に応じる構えの表  
明と考えられる。また、これらのアイヌ首長間では一人が突出した存在  
なのではなく、九人が対等の関係であったことを示すものといえる。

この時ヨイチに参集したアイヌが首長を務める各地の集落は蜂起に際  
してどのような対応を選択したのであるか。表Ⅱを見ると、蜂起した  
のはヨイチアイヌのみであり、その原因は先述した通りである。他は蜂  
起しておらず、むしろ

一、松前殿御船頭忠兵衛と申者、六月廿八日にルイシンと申島へ参  
候処、イソヤの狄五六十人にてルイシンへ渡り、殺し可申由申候  
を、ルイシンの狄共防ぎ助り、八月四日に松前へ帰船仕候、(中略)  
一、松前殿御船三艘の内一艘は家中の船の由、右六月初ソウヤ・  
ユウヘツ・テシヲ三ヶ所へ商に参候処に、右三ヶ所の狄共ハ敵不  
仕候付て、道中乱の様子知せ候て、毎年のごとく商仕、八月十四  
日に松前へ着船、(「同前書」六一二頁)

と、松前商船を襲撃せず、蜂起に伴う各地の諸動向の情報を提供し、  
例年通りの交易を行うなどの対応を示している。また、ヨイチにおける  
ツクナイ交渉においても、

一、るいしん・そうやの頭蝦夷与市へ参り逗留仕候事相尋候へハ、  
右両人の頭夷申候ハ、此度つくなくひにて和談究り候処に、若其段  
やふれ候て商船も不参候へハ我々共迷惑仕候事に候故、左様の事  
候ハ、あつかいにて首尾致候様に可仕と、はる／＼是迄参り罷有  
候由申候事、(「同前書」六一八頁)

というように、ヨイチに参集した理由はツクナイ提出ではなく、交渉  
決裂の際の調停にある旨を述べている。ツクナイ交渉の行方を見守り、  
第三者としての役割を果たそうとする姿勢は、このツクナイ交渉を「和  
談究り」Ⅱ和解交渉と認識しているように、松前藩側を対等の交易相手

であるを意識していたことを示すものである。実際、「集書・ツクナイ覚」ではルイシン、ソウヤはテシオ、カラフトアイヌとともに「与市へ出申候」との記述があるのみで（六八六頁）、ツクナイの提出については確認できない。また、「注進書・ツクナイ覚」でも「そうや・りいしり、此武ヶ所去年一儀之時分も忠節仕候、此方より褒美出し申候」というように、セタナイ、シマコマキ、スツツの各アイヌと同様の待遇を松前藩側から受け、ツクナイは提出していないのである（七〇四頁）。

これらソウヤ、ルイシン、テシオなどの道北地方のアイヌ集落はカラフトや沿海州などと松前藩との交易の中継基地であり、首長らが着用していた蝦夷錦と思しき織物、また後世の記録であるが、正徳五年（一七一五）に松前藩主松前矩広が幕命により提出した、蝦夷地の風俗事情についての調書には、

一、カラト嶋の事、是又蝦夷地の内にてソウヤと申所へカラト嶋タライカなど申候所の蝦夷、皮類、真羽、青玉など持参仕商売仕候。

（中略）

一、カラト嶋、クルミセ嶋等へ、此方の船数十年遣し不申候。曾祖父志摩守時分一両度カラト嶋へ船遣し候へとも其後相止申候に付、カラト嶋より船願ひ申候へとも差遣不申候故、ソウヤ迄船差越売

買申候、（後略）

とあり、また「松前蝦夷記」にも、

一、蝦夷地より渡ル青玉之緒留・唐木綿・菊とち鯨・純子類・朝鮮綸子等総而唐物之類は蝦夷地之内そうやと申所江近からと嶋と申所方渡り申由

但、からと嶋へハ異国内大方北高麗より通路段々送りニ茂有の様子ニ風聞仕候（三九〇頁）

とあるように、松前藩側にとって貴重な北方交易商品はソウヤなどを通って松前にもたらされていたのである。松前藩側がこの時点でカラフトなどと直接交易をしていない以上、蝦夷地北辺のこの地域は重要な位置を占めていたといえる。また、これら道北地方のアイヌにとってはカラフトや沿海州の産品を入手するためには、本州製産品を入手しなければならず、当時は実質的に相互に対等な交易関係にあったと考えられる。そして、これらのアイヌ集落には蜂起により対松前藩交易に支障が出ることを避けたい世論が形成されていたと思われる、そうした集落の利益のために、松前藩側から見れば、「忠節」と受け取れる対応を示したのである。

松前藩側の上蝦夷地仕置で各地のアイヌは「与市其外の狄共申候ハ、松前殿へつくなひ出し前々のごとく商仕度」と松前藩側との交易を希求してヨイチに参集した（「一統志」六一八頁）。ソウヤ、ルイシン、テシオの首長も同様である。しかし蜂起に際して見せた対応は特異であった。これら道北地方のアイヌ集落の立場は、下蝦夷地におけるクスリ、アツケシ、ノツサブなどの道東地方のアイヌ集落とほぼ同様の立場であり、その対応は自集落利益のための行動であり、松前藩側からも他のアイヌ集落からも自立的なものであったと考えられるのである。

ところで、ヨイチアイヌの首長の一人、「八郎右衛門」（「八右衛門」）は「一統志・渡口覚」の「与市」の項目で、また「一統志」に収載された、弘前藩探索隊の牧只右衛門の報告書「上の国へ参候覚」の中で「惣

大将」と記されている(六二二・六二三頁)。この「惣大将」の記述は弘前藩側の記録にのみ登場するものである。しかし、蜂起に際して八郎右衛門が「惣大将」からイメージする政治的指揮権を發動したとする明確な根拠はないのである。或いは、「一統志・万聞書扣」などの記述からは、ヨイチ首長達の中で八郎右衛門が弘前藩探索隊と最も多く接触しており、探索隊側もそのために「惣大将」の印象を与えられたとも推測できる。

表IIの「与一」の項目からはヨイチには八郎右衛門の他に複数の首長の存在が確認できるので対して、ヨイチ首長が関与する集落であることを示す「持分」の記述のある集落は全く確認できない。そして表IIIからヨイチでは複数の首長が共同で三〇〇色(三五四色とも)のツクナイを提出しているのである。

ヨイチはその立地からソウヤ、ルイシン、テシオとともにカラフト・沿海州と松前藩側との交易ルートの重要な中継基地の一つであったと考えられる。松前藩側がツクナイ交渉、上蝦夷地仕置をヨイチで行っていることからここが重要地点であったという想定は可能であろう。

ヨイチの人口は「一統志・渡口覚」では七〇〇人程と記され(六二二頁)、相対的に大きな集落であったと思われる。しかし、その実相は一本の河川流域に七〇〇人程のアイヌが、表II・IIIのように記載された首長の人数分(二〜四人)に分かれて小集落を形成し、同一河川流域に立地して交易上、生業上の利益を共有することを理由に集合した一集落集合体であったのだと想定できる。そして、先述の理由からヨイチ集落集合体内の各集落の総意で蜂起したと思われ、その故に複数の首長が共同

でツクナイを提出したのだと考えられるのである。

最後に、石狩地方であるが、この地域のアイヌに蜂起の記録はない。にもかかわらず、「注進書・ツクナイ覚」によれば、七人の首長がヨイチに赴いて、共同して二〇〇色のツクナイを提出している(七〇四頁)。

石狩アイヌは各地のアイヌが松前藩側との交易を希求してヨイチに参集するという状況に在っても反松前の姿勢を示していた。あくまでも、

「石かりの蝦夷頭はふかせと申候ハ、我々事は去年商船一艘も殺し不申、何の悪事も不仕候、我等持分の内ましけにて一艘殺し候間、ましけの者はつくなひ出し申候共我等は出し申間敷候」と、蜂起に際しての中立を理由にツクナイ提出に応じない構えであった(「一統志」六一八頁)。また、「一統志・万聞書扣」によると、石狩アイヌの首長の「はふかせ」は、「松前殿ハ松前の殿、我等は石狩の大將に候へは、松前殿より構可申様も無之候、又松前殿も此方へ構申義も成間敷候」と、自分達が松前藩主と対等な立場に立つものと認識しており、相互不干渉による独立自尊を主張していた(六二〇頁)。まして、ハフカセの意向が通じないなら「不叶迄一戦可仕とて、石狩の川口に小屋を三百程かけ罷有候由」というように徹底的な対抗姿勢をとっている(六一九頁)。ハフカセをはじめとする石狩アイヌのこうした姿勢の根底には、松前藩側の「シヤクシヤヲタハカリ申候様ニ、我等もタハカリ殺可申」ような鎮圧手段についての情報が伝わることで警戒感が生じ(「集書」六七三頁)、「石狩中御たやし可被成候由被仰聞候、左候ハ、つくなひ出し候ても詮なき事に候間、聞合様子次第に可仕候」という石狩アイヌを殲滅するとの風聞もあって(「一統志」六一九頁)、松前藩側に対する不信感を拭

えなかったことも要因であった。こうしたハフカセと石狩アイヌの蜂起勢力に与しなくとも、松前藩側の干渉を嫌う独立自尊の態度、頑強なツクナイ提出への抵抗は松前藩側に「はふかせ我俣の者」、「はふかせ徒者」(「同前書」六二二頁)という印象を抱かせたのである。しかし、ヨイチに参集した各地の首長が「皆々ツクナイにて埒明キ申」(「集書」六七四頁)すべく行動する中、石狩アイヌにもツクナイに応じるべく世論が形成されていたようである。松前藩側との交易問題にもハフカセは強気な姿勢を示していたが、「石狩のはふかせ申候由、我々先祖ハ高岡へ参り商仕候、松前殿御仕形ハ只今の様子に御座候は、隠れ忍び候ても高岡へ参り、能米と商仕事ハ成間敷と物語申候」(「一統志」六一九頁)と、商場知行制下で進んだ他藩領との交易禁制の下に在っても、津軽領との間で正保期(一六四四〜一六四八年)頃まではあったと考えられる交易について述べるなど、石狩アイヌにとっても交易を通して本州製産品が自集落に流入することによる社会生活の効率化や交易利潤からは自由ではなく、こうした世論が石狩アイヌ社会に形成されていたことが想定できる。そして松前城下では「ハウカセ松前ノ御人数ニ対面不仕候者、ツクナイハ引申間敷」(「集書」六七四頁)とツクナイ交渉の決裂を危ぶむ風聞が聞かれるが、結局、「ハウカセ罷出松前人数へ対面仕候而、ツクナイ出シ誓紙仕首尾調申候」(「同前書」六七四頁)というように、寛文十年九月頃までに上蝦夷地仕置はある程度終了したのであった。<sup>②</sup>

このように、石狩アイヌは蜂起に際して中立の立場にあったが、二〇〇色ものツクナイを蜂起勢力並に提出しているのは、松前藩側から「我俣者」、「徒者」と認識されているように、ツクナイ交渉に中々応じず、

独立自尊の態度を示したためであったと思われる。松前藩側はたとえ中立し蜂起しなくとも、松前藩側に対する服従を頑強に拒めば、蜂起勢力と同等の措置を採ったのだといえる。

ところで、この「石狩アイヌ」とは「集書・ツクナイ覚」の中で逃亡したとされる石狩川湊とヨイチに不参であったハツシヤフ(六八六頁)の各々のアイヌ集落を集合した集落集合体だったと考えられる。

「一統志・渡口覚」では「石狩」の項目に、「川口に狄家数をしらす、其川の上に七里奥に上の国惣大将居城有、大将はうかせと申候、下人狄千人程有」(六二二頁)と、「下人」の実態が如何なるものかは定かでないが、人口千人の石狩を一つの集落として、その上にハフカセが上蝦夷地の政治的実力者「惣大将」として君臨しているかのように記している。しかし、石狩川流域には表Ⅱの「集書・上所付」の「石かり湊より、老里登りはつしやふ」に「よろ太いん」、「同上ニさつぼろ」に「ちくにし」(六八八頁)、或いは「一統志・万間書扣」の「石狩川口」に「ようたいん」(六二二頁)を首長として、立地上の特徴を持つ集落が形成されており、両「所付」ではハフカセの存在が示されていない。また先述の、ハフカセが石狩アイヌの蜂起時の中立を理由にツクナイ交渉に応じない旨を述べた中からは、自分の持分とするマシケのツクナイ提出について、石狩に協調させるような政治的拘束力・圧力の発動は窺えない。そして表Ⅱの石狩川口、ハツシヤフの各集落の首長ヨロタイン(ヨウタイン)は隣接する「おたる内」を「持分」としている。つまり、ヨロタインは石狩川流域の集落首長である上、その支流に形成された集落の首長を兼ねる、集落集合体の首長であったのである。こうした独自に形成

「される集落集合体の首長が石狩川「上」流（実際には中流域か）に「居城」を構えるハフカセの政治的指揮下に置かれたとは考えにくい。更に、「集書・ツクナイ覚」では石狩川湊が単独で二〇〇色の提出を命じられたように記されており、ハツシヤフはハフカセがその提出に責任を持つたように記されている（六八六頁）。しかし、双方共に蜂起の記録は無く、首長名は一致していないが、「注進書・ツクナイ覚」の「石狩」の七人の首長の何れかが各々の首長であり、石狩集落集合体内の一集落として他の集落と共同で二〇〇色を提出したと考えられるのである。

ハフカセの存在は弘前藩上蝦夷地探索隊の報告書にのみ「惣大将」として記されるが、この探索隊はハフカセや石狩アイヌと直接に接触していない。或いは上蝦夷地アイヌとの接触の中で頻繁に名前が登場し、反松前・独立自尊の意思を見せるハフカセを「惣大将」のように印象付けられたとも推測できる。

では、なぜハフカセの名前が頻繁に登場するのだろうか。石狩川「上」流は松前と蝦夷地内陸との交易の重要地点であったと思われる。表Ⅰ・Ⅱにあらわれる各集落は各河川河口付近に形成されるのみではなく、実際には河川中流域や内陸にも集落が形成されていたことが石狩アイヌの例によっても窺える。また、石狩川流域付近の地勢についての情報をまとめた「一統志」の「石狩地形の事」には、「はうかせ在所より二日路登り候てふりう川と申大川落合候由、此所にはうかせ姉尊うかいしやけと申伏仕居候事」（六一六頁）と石狩川と雨竜川の合流地点に形成された集落とその首長と思しき、「うかいしやけ」に関する記述があり、このことから内陸の集落の存在が確認できる。そして、サツボ

ロから「二日登」った「ちよまかうた」と申所に伏多く御座候、松前よりの船ちよまかうた迄参候、方々の伏共ちよまかうたへ集りあきない仕由に御座候」（六一六頁）という記述があり、ハフカセが首長を務める石狩「上」流の集落は石狩川中流域の「ちよまかうた」（現行地名は不明）という上蝦夷地内陸と松前藩側との交易ルートの結節点を自集落に包摂していたことが想定できる。このことがハフカセの石狩川流域の集落の中での発言力を比較的大きなものにしていただけではなからうか。

このようにしてみると石狩アイヌとされるグループの実態は、表Ⅲで七人の首長が共同でツクナイを提出していることから考えられるように、石狩川という大河川の流域各地、例えば川口、ハツシヤフ、サツボロ、「上」流、そして雨竜川合流点などに立地上の特徴に基づいて形成された個別集落が石狩川という同一河川流域に依拠することによって交易上、生業上の利益を共有するために集合した石狩川流域集落集合体というものだったといえるであろう。

寛文十年の上蝦夷地仕置においては、ヨイチに各集落・集落集合体の代表者たる首長が出現して各々の立場から個別的に松前藩側との交易再開を図った。松前藩側は蜂起への関与の度合いや松前藩側に対する態度によってツクナイの多寡や対応に明確な差を設け、蜂起勢力や敵対的勢力に関してはその仕置を全うするために、またその証しとして各集落・集落集合体ごとにツクナイを提出させたのだといえる。一方、アイヌ社会の蜂起や松前藩側に対する対応はその立場によって多様であり、ツクナイを課された集落・集落集合体もアイヌ社会内部の上部権力の意思によってツクナイに応じさせられたのではなく、松前藩側との交易関係の

正常化を希求する状況下で集落・集落集合体各自の意思として松前藩側との間にツクナイを成立させたのだといえる。こうした上蝦夷地位置に見られる各アイヌの動向は周辺地域のアイヌとの関係に影響を受けながらも各々の自立性が反映したものであったと考えられるのである。

### むすびにかえて——過渡期アイヌ社会に関する若干の見解——

以上、本稿では寛文蝦夷蜂起の戦後処理における松前藩側、アイヌ側双方の対応を検討し、当時の蝦夷地アイヌ社会の様相について考察してきた。松前藩側の仕置はアイヌ社会内部個々の集落・集落集合体の蜂起への関与の度合い、松前藩側への態度を慎重に見極めながら地域ごとに包括的に行われた。この仕置の内容からは以下のことがいえるであろう。

当時のアイヌ社会については政治性を帯びた大首長を中心とする地域的大集団の形成が認められると説明される。そして日高地方北西部や石狩川流域、渡島半島噴火湾沿岸には巨大な集落集合体の存在が想定され、また、ある程度の地域で松前藩側との関係から生じる社会生活上の不満を共通の原因として蜂起している。しかし、対松前藩交易を希求する集落世論があったことや自己集落の利益に従った対応の在り方も窺え、松前藩側との関係の意味の相違によって個々の集落・集落集合体で、或いは同一集落集合体内に在っても、その対応は一樣ではなかったといえる。また、ツクナイについても各集落・集落集合体は各自が個別的に松前藩側との間で成立させている。こうしたアイヌ社会の対応から考えられる各集落・集落集合体の首長の性格とは、基本的には自集落・集落集合体

の利益や権利を代表・守護する存在として見えてくるのである。

このように考えると寛文蝦夷蜂起段階の蝦夷地アイヌ社会の在り方は、一筋の河川流域に各々の権利や利益を代表・守護する首長を中心に集落が形成され、それらが河川流域各地に複数に及ぶとき、或いは複数の河川流域に及ぶときは各々が依拠・共有する生活基盤や権利、利益を根拠にして集合した集落集合体を構成しており、これらが蝦夷地各地に展開していたものと思われる。そして各集落・集落集合体は社会経済上の事情によって、或いは血縁、情報、交渉の通路によって緩やかに結びつきながらも各自が自立性を保持していたのだといえるであろう。

最後に商場知行制段階の寛文期から場所請負制が成立するとされる享保期ころまでの過渡期の蝦夷地アイヌ社会の状況について、若干の見解を述べてむすびとしたい。

松前藩側は蜂起鎮圧の過程で、「上下蝦夷共制詞申付候」と起請文を提出させている（「出陣書」二五頁）。その文言の基調は「松前藩への無条件の全面的な服従を強要」するもので、「アイヌ民族の交易相手は、名実ともに松前藩のみに限定されることとな」り、「これを契機に松前藩のアイヌ民族に対する政治的支配」が「強化されていった」と説明されている。<sup>13</sup>そしてツクナイに関しては、「異民族間の紛争」に起請文という「我流を押し付けるだけでは効力が薄く、相手側が納得する方法でなければ合意形成がならない」として、アイヌ側にツクナイを要求し、その慣習を利用して「忠誠・服従の証」にしたのだという。<sup>14</sup>つまり、ツクナイと起請文を相互補完的に用いてアイヌの「政治的支配」を「強化」したということになる。しかし、ツクナイと起請文に加えてアイヌ

社会の「政治的支配」の「強化」に、より直接的な影響を及ぼしたのは交易関係修復に関わる、ある条件であったと思われるのである。

寛文十年、ヨイチでの上蝦夷地仕置の際に松前藩側は参集したアイヌ首長達に向けてツクナイと起請文の提出を命じた上で、

一、上蝦夷共来年三・四月之比小船二而私住所江参候様ニと申付候、  
其上ニ而商売船所々江指遣し可申付存候事、(「注進書」七〇四頁)

と、松前への来着を命じている。そして来着が果たされて、初めて松前から交易船を派遣するという意向を表明している。上蝦夷地のアイヌ社会は松前藩側との交易を希求してツクナイ交渉に応じており、松前藩側は交易商船派遣のための必須条件をアイヌ社会に「申付」けたのである。そして、この来着にはアイヌ首長の松前藩主への御目見の意味があったと考えてよいだろう。松前藩側はこのことよって、アイヌ首長の集落における地位と交易船派遣とを松前藩主がアイヌ首長に保証するという政治的意味付けを行ったのだと考えられる。

御目見(「ウイマム」)については貞享二・三年(一六八五・八六)の両年に「西部夷人来辟」の記録があり(「福山秘府」年歴部卷五(北海道庁編『新撰北海道史』第五卷史料一 北海道 一九三六年所収)四二頁)、また元禄五年(一六九二)の「四月三日」から「六月廿日」までに上蝦夷地では石狩、マシケまでの一四ヶ所、下蝦夷地ではシコツまでの五ヶ所のアイヌ集落・集落集合体首長が松前に来着・御目見しており(「松前主水広時日記」(北海道庁編『新北海道史』第七卷史料一 北海道 一九六九年所収)二二一〜二二八頁)、ある程度の慣例化が認めら

れる。御目見は商場知行制の確立に伴うアイヌの蝦夷地緊縛政策以前に松前城下で行われており、本来は交易を意味していた。そしてここで慣例化されていた御目見も贈答行為を伴うことで交易の意味合いを持つが「継目御礼」を兼ねる場合もあり、より多分に先述の松前藩側の意図に基づく政治支配・被支配関係の意味を持つ支配儀礼であったと考えられる<sup>15)</sup>。またこれらの地域の範囲が特に上蝦夷地でツクナイ・起請文を提出したそれと符号していることから、この頃までにこれらの地域は松前藩側の政治的影響下に置かれたと想定することができる。

これらの地域のアイヌ社会では松前藩側の保証が必要であった。道東・道北地方のアイヌ社会は蜂起鎮圧時にもツクナイや起請文の提出を求められず、自立性を示していたが、これらの地域は千島列島やカラフト・沿海州などの北方地域との交流を背景にしていた。しかし、シコツや石狩、マシケまでのアイヌ社会はそのような背景に恵まれず、自己の集落・集落集合体の社会経済の一端を松前藩側に依存する状況であったと考えられるのである。

ところで、元禄十年(一六九七)の時点ではシコツ首長の「トヒタケ」が松前藩から下蝦夷地のアイヌ社会の「訴訟」事件に介入・調停する権限を付与されている(「工藤家々秘録」(『北方史料』所収)一一七頁)。トヒタケは「とびたけと申者に志摩守殿より国の支配申付」けられたとも記録されている(「蝦夷談筆記」三五頁)。そして、上蝦夷地については判然としないが、「松前蝦夷記」に、

一、蝦夷地之内重立たる者

一、西蝦夷地ノ方 石狩ト云所ニまたべと申者頭人之よし、石狩

江從松前百八十里ほと有之よし

一、東蝦夷地の方 しこつと云所之者しこつと申候へ共おしよこつと申所のよし飛たけと申者頭人二候得共、<sup>宝永五戊午年</sup>十ヶ年以前に死其子に雲とりはと申者若年二有之候ゆへ同所に罷在ちべかと申者頭人申付置候よし(三八九〜三九〇頁)

と「重立たる者」としてトヒタケと石狩首長の「またべ」のみが併記されており、このまたべが上蝦夷地における同様の権限を付与されていたと考えてよいであろう。

こう考えると、蜂起鎮圧時のツクナイ・起請文と共にアイヌ首長の松前 coming・御目見によるその地位とアイヌ集落・集落集合体の対松前藩交易権の保証を根拠にして、元禄期には上・下蝦夷地の各々、石狩、マシケ付近・シコツまでのアイヌ社会に松前藩の政治的支配が及び、享保初期までは基本的にこの状況が続いていたのだといえよう。

本稿での反省点が多い。考察には推測の域を出ない箇所があり、史料の探索には努力の余地があるだろう。商場知行制下のアイヌ集落・集落集合体の経済実態、アイヌ社会内部の具体的構造には考察が及ばなかった。これら残された反省点については蜂起後のアイヌ社会についての見解の深化と共に今後の課題としたい。

## 註

(一) 寛文蝦夷蜂起を手掛かりとして当時の蝦夷地アイヌ社会の在り方を論じたものに、海保嶺夫氏の①「シヤクシャインの蜂起と英雄時代の論理」、②「近世アイヌ社会における政治的諸勢力の形成」(同『日本北方

史の論理』雄山閣出版 一九七四年所収)、③『シヤクシャインの戦い』(同『近世蝦夷地成立史の研究』三一書房 一九八四年所収)がある。また、榎森進氏には、①「蝦夷地」の歴史と日本社会」(朝尾直弘・網野善彦・山口啓二他編『日本の社会史』第一巻 岩波書店 一九八七年所収)、②「アイヌの支配と抵抗」(同『増補改訂 北海道近世史の研究』北海道出版企画センター 一九九七年所収)がある。そして菊地勇夫氏には、①「寛文期「蝦夷蜂起」と幕藩権力の動向」(同『幕藩体制と蝦夷地』雄山閣出版 一九八四年所収)、②「ツクナイ・起請文・御目見―蜂起鎮圧とアイヌの誓約―」(同『北方史のなかの近世日本』校倉書房 一九九一年所収)がある。海保氏は前掲①・②論文でシユムクル(日高西北部から石狩低地帯)・メナシクル(日高南部から道東地方)・石狩アイヌ(小樽から増毛の石狩湾沿岸地帯及び石狩川流域)・余市アイヌ(石狩湾沿岸地帯を除く宗谷までの日本海沿岸地帯)・内浦アイヌ(渡島半島噴火湾沿岸地帯)の五つの国家的性格を具現化した地域大集団を想定されている。また、榎森氏は②論文で海保氏の説明する国家的性格に疑義を呈しつつ(二〇四頁)、『松前町史』(松前町史編集室編『松前町史』通説編第一巻上 松前町 一九八四年)の氏の記述になる研究史の総括においては日高南部から道東に至る地域・日高北部から石狩低地帯に至る地域・石狩川流域・渡島半島噴火湾沿岸地帯の四つの地域大集団に整理されている(四六二頁)。本稿では、先行研究を踏まえつつ、蝦夷地各地の集落を個別的に検討していくこととする。尚、先行研究の成果による当時のアイヌ社会の様相については『松前町史』四六二頁の榎森氏の記述によった。また、アイヌ社会の変質については前掲の海保氏論文①九二頁、③三〇七〜三〇八頁、また榎森氏論文①三四五〜三四六頁によった。

(二) 前註(一)、菊地氏②論文二二六〜二二八頁によれば、ツクナイとは

「アイヌ社会のなかで慣習として存在した集団間の紛争の解決」の方法であり、敗者が「謝罪・賠償」のために物品Ⅱ「アイヌの宝物」を提出する行為であったという。因みに、上蝦夷地仕置で松前藩側に提出された物品は「太刀・掛刀・ゑもし、ほこまた作り、いかひふ杯」（「注進書」七〇四頁）であった。

(3) 前註(1)、海保氏論文①六七～六八頁。

(4) この「覚」の中に「来年上蝦夷仕置之儀、只今海陸共ニ通絶不能成候」（「注進書」七〇三頁）とあり、寛文十年に行われた上蝦夷地仕置を「来年」としていることから、寛文九年と考えるのが妥当である。

(5) 前註(1)、菊池氏論文②一三七頁によれば「手印」は「宝物を謝罪もしくは約束の印として提供する」行為であり、「松前藩・アイヌ間の「合意」を確認しあう誓約の方法」という点でツクナイと「同根」のものであると指摘されている。尚、引用史料（「一統志」五九九頁）にあるように「手印」は「てじるし」と読むのが妥当である。

(6) 但し「出陣書」には、

一、同十一年亥四月十二日白老にていふつの夷つくない二百色、たるまいの夷六十色さるの夷大蔵・権兵衛其外惣中いたし五十三出し申候。（二五頁）

とあり、寛文十一年の四月になってイフツ・「たるまい」・サル各アイヌがツクナイを提出している。この際に「寛文十一年四月 日」付の起請文も一緒に提出したものと考えられる。寛文九年十月の段階で仕置が行われたこの地域（タルマイはここが初出）に、寛文十一年になってツクナイの提出が命じられたことの原因については判然としない。また寛文九年段階でツクナイを提出したかも定かでない。同書には、

一、寛文九酉年十月、下蝦夷つくない惣高式百五拾式、残り式百四拾七、此外にも可有之由に候へども駈と知れ不申候。（二四）

二五頁）

とあり、下蝦夷地においてもシャクシャインが討伐された寛文九年十月段階で二五二色のツクナイが提出されている。しかしビボクやサル、アツマの仕置においてツクナイが提出されたという記録はなく、この二五二色がこの地域のツクナイであったのかも定かではない。松前藩側のこの地域の仕置の主眼は寛文九年段階ではシャクシャイン勢力の武力討伐であったと考えられ、この地域へのツクナイ提出の命令は、この段階で出ていなかったのではなからうか。つまりこの地域のツクナイは残り二四七色と「此外にも可有之由」の中に数えられていて、サルやイフツ近辺のアイヌが備えとして配された「奥七ヶ村夷」の松前藩側による仕置が本格的に着手される段階になって、改めて提出を要求されたものと考えられる。

(7) これらの地名の内、エリモが表1の何れに相当するかは不明である。ヌカヘツも同様で、表1には記入しなかったが、「一統志・下所付」（一六頁）、「集書・下所付」（六九〇頁）では、各々「たもし」、「たもじ」の二つ後に「ぬかへつ」と記されており、現行地名を（ ）で示すにとどめた。

(8) 「出陣書」に収載されたこの書状は下蝦夷地仕置の状況について時系列を追って報告する内容であり、寛文十一年三月から六月に行われた蜷崎蔵人の下蝦夷地仕置を「去ル亥」のこととしている（二二～二三頁）。このことから寛文十二年のものであることがわかる。また、その次の一書きで、書状の日付が「七月十七日」であるのに、「八月朔日」に三ヶ所のアイヌの来訪情報が松前に到来した旨が記されている（二三頁）。そして蜷崎蔵人隊がこれらのアイヌと接触した記録もないことから、三ヶ所のアイヌの来訪は寛文十一年六月から七月頃までの間であったと考えられる。

- (9) ユフベチは「集書・下所付」に「同断」(「狄有り」の意味。六八八頁)、「一統志・渡口覚」に「狄家有、是より北高麗へ渡る海の順路七里有と申候」(六二二頁)と記されるのみで表Ⅱに反映すべき情報に欠ける。しかし「一統志」に収載された「狄在所之名」には、「ゆうへつ村同(筆者註、「狄」(アイヌ)人口)三百人程 大将しほたぬ」(六〇三頁)と記されていることからその集落の有様が窺える。また、ツクナイ交渉には「延引」と「与市へ不参」(「注進書」七〇四頁)とあることからツクナイに応じるような蜂起への関与を示したのかもしれないが、後述のように、松前藩主の商船に対してソウヤ、テシオと共に「右三ヶ所の狄共ハ敵仕候付て、道中乱の様子知せ候て、毎年のごとく商仕」(「一統志」六一二頁)と蜂起の記録はなく、「延引」が意味するところは判然としない。そしてその後の状況についても不詳である。デクニに関してはツクナイ交渉でユフベチと同様の対応をしたこと以外一切記録がなく、全く不詳である。また、カラフトは表Ⅲに関しては「集書・ツクナイ覚」にのみ記されるが(六八六頁)、集落状況や蜂起への対応については、情報がなく不詳である。ただ、後述の「正徳五年松前志摩守差出候書付」の内容からもこの時点で蝦夷地の蜂起に関与したとは考え難い。
- (10) 「正徳五年松前志摩守差出候書付」(市立函館図書館蔵)
- (11) 「新編 弘前市史」編纂委員会編『新編 弘前市史』通史編2(近世1)(弘前市 二〇〇二年)二五七頁。
- (12) 「出陣書」には、「同十年戊七月四日上蝦夷つくなくひ惣高六百九拾九」(二五頁)とあり、寛文十年七月四日までに上蝦夷地仕置が終了したかのように記される。しかしツクナイの総数が六九九色というのは、表Ⅲ中の「注進書・ツクナイ覚」で示したツクナイ数の総数一二〇六色よりかなり少ない。このことからこの段階では「集書・ツクナイ覚」で

- 逃亡、ヨイチ未出頭で付近の首長に催促が命ぜられたというオタスツ、シリフカ、石狩川湊やハツシヤフなど、一部にツクナイ未済の地域が残っていたのだと考えられる。また「注進書・ツクナイ覚」には「償物惣物数千百式色出し申候」(七〇四頁)とあって、総数が一致しておらず、更に未済の地域があった可能性があるが、この「覚」には広範な地域のツクナイ数が詳細に記録されており、他に期日を確定する根拠も見当たらないことから、上蝦夷地仕置はこの「覚」の日付に近い、寛文十年九月頃までに、ある程度、終了したのだと考えられる。
- (13) 前註(1)、『松前町史』四六六、四六七頁。
- (14) 前註(1)、菊池氏②論文二二八頁。また、菊池氏はアイヌ側が松前藩側から「全面的」にツクナイ提出を要求されることは「それまでにはない」ことであるととして、このときのツクナイを以って、その意味は「両者間の対等の紛争解決から支配・従属関係における忠誠・服属の誓約」へと転換されたと指摘されている(二二九頁)。
- (15) 幕藩制国家とアイヌとの儀礼関係の特質、変遷、役割については稲垣令子氏の「近世蝦夷地における儀礼支配の特質―ウイマム・オムシャの変遷を通して―」(民衆史研究会編『民衆生活と信仰・思想』雄山閣出版 一九八五年所収)がある。「ウイマム」の語義については一三頁。尚、稲垣氏は御目見Ⅱ「ウイマム」の支配儀礼への再編過程について検証され、松前藩は寛文期にアイヌの交易相手を限定し、商場知行制の確立を意図して、「交易」を意味する「ウイマム(御目見)」を否定したが、蜂起鎮圧後の儀礼強制は行われていないことを指摘されている(一一四〜一一五頁)。しかし少なくとも、ツクナイ交渉の場で松前来着後の交易船の派遣をアイヌ側に「申付」けた松前藩側は、この時点で来着に付加したと思われる御目見を支配儀礼として利用する意図は有していたのではないかと考えられる。

(付記) 本論文は、弘前大学人文学部教授・長谷川成一先生の御指導により作成し、弘前大学に提出した修士論文の一部を補足・修正したものである。

(いちげ・もとゆき 弘前大学國史研究会会員)

表 I 下蝦夷地の集落と首長・商場知行主の対照表

集落名	現行地名	「下駄地迄所付」	商場知行主	「下駄地所付」	商場知行主	和人襲撃
およへ	松前郡松前町及部川流域		「松前佐右衛門川也」		「松原左衛門持分」	
ちこ内	上磯郡本古内町本古内川流域	おまつふ		おまつふり		
さすかり	上磯郡本古内町札苅付近	にし介		にし介		
もへつ	上磯郡上磯町茂辺川流域	あいにしこ		あいにしこ		
巻本木	亀田郡大野町一本木付近	やしいん		やくいん		
へきれ地	上磯郡上磯町戸切地川流域	本あみ		本あみ		
塩泊	函館市汐泊川流域	ことに		ことに		
やち巻	函館市石崎付近	ことに(持分)		ことに(持分)		
塩くひノ崎	亀田郡戸井町汐首付近	おやわいん		おやわいん		
にとも内	不明、亀田郡戸井町内か・恵山町内か	やもくたいん		やもくたいん		
尻岸内	亀田郡恵山町尻岸内川流域	やもくたいん(持分)		やもくたいん(持分)		
あきし内	亀田郡恵山町女都那川付近	あいつらい(持分)		あいつらい(持分)		
わた内	亀田郡恵山町恵山付近	あいつらい		あいつらい		
おさつへ	茅渚郡南茅渚町尾札部川流域	あいつらい(持分)		あいつらい(持分)		
とち崎	茅渚郡森町高崎川流域	あいつらい(持分)		あいつらい(持分)		
おとしつへ	山越郡八雲町落部川流域	あいつらい(持分)		あいつらい(持分)		
のたあい	山越郡八雲町野田生川流域	さよこ	新田権之介	さよこ	新井権之介	
たらつふ	山越郡八雲町遊楽部川流域	ば	青山弥二右衛門	ばハ	青山弥左衛門	
黒岩	山越郡八雲町黒岩付近		青山弥二右衛門		青山弥左衛門	
くんぬい	山越郡長万部町国鐘川流域	ばかふれ	青山弥二右衛門	ばるふれ	青山弥左衛門	
もんへつ	山越郡長万部町紋別川流域	よしま		よしま		
おしやまんへ	山越郡長万部町長万部川流域	あまり		あまつ		
れふんけ	虹田郡豊浦町礼文華川流域	つやしやいん(持分)	酒井戸七右衛門	つやしやいん(持分)		
へ	虹田郡豊浦町小鉢岸川・貫気別川流域付近	つやしやいん(持分)	酒井戸七右衛門	つやしやいん(持分)		
おこたらべ	虹田郡虹田町入江付近	つやしやいん(持分)	酒井戸七右衛門	つやしやいん(持分)		
うす	伊達市有珠付近	つやしやいん		つやしやいん		
おさる別	伊達市長流川流域				淺利猪之丞	
ちはいへつ	伊達市・室蘭市境、チマイベツ川流域				淺利猪之丞	
鷹小や	不明、室蘭市内か				淺利猪之丞	
あとも崎	室蘭市総橋付近	しいちやいん	金子市左衛門	しいしやいん	金子市左衛門	
おいなきし	室蘭市舟見付近		金子市左衛門		金子市左衛門	
わしへつ	豊別市駕別付近	しいちやいん(持分)	金子市左衛門	しいしやいん(持分)	金子市左衛門	
ぼろへつ	豊別市横別川流域	ちめんば	金子市左衛門	ちめんば	金子市左衛門	
のほりへつ	豊別市豊別川流域	つぷりかし	金子市左衛門	つぷり	金子市左衛門	
しきう	白老郡白老町敷生川流域	おかつふ(持分)		おかつふ(持分)		
しらおい	白老郡白老町白老川流域	おかつふ	松井茂左衛門	おかつふ	松井茂左衛門	○
じやたい	白老郡白老町社台川流域	おかつふ(持分)	宮島市右衛門	おかつふ(持分)	宮嶋市左衛門	
たるまい	苫小牧市横前川流域	七	宮島市右衛門	しち	宮嶋市左衛門	
こゑつ	苫小牧市小糸魚川流域	七(持分)	宮島市右衛門	しち(持分)	宮嶋市左衛門	
まこ内	苫小牧市苫小牧川流域	七(持分)	宮島市右衛門	しち(持分)	宮嶋市左衛門	
いふつ	苫小牧市勇弘川流域		宮島市右衛門			
しこつ	不明、苫小牧市・千歳市付近、支笏湖東南岸周辺か	平左衛門 小にし うへかは 「此外おとな有」 「しこつ」状持分之由				○
あつま	勇払郡厚真町厚真川流域		戸田儀兵衛		戸田儀兵衛	
む川	勇払郡鶴川町鶴川流域	にし介(ノ分)	巖浅右衛門 加藤九郎右衛門	にし介	巖浅右衛門 加藤九郎右衛門	
さる	沙流郡門別町・平取町沙流川流域	らせういん 大蔵 にし介	小林基五兵衛	らしやうかいん 大蔵 にし介	小林基五兵衛	
もんへつ	沙流郡門別町門別川流域	「さる」おとな持分	小林基五兵衛	「さる」おとな持分	小林基五兵衛	
けの前	沙流郡門別町慶能舞川流域		小林基五兵衛		小林基五兵衛	
あつへつ	沙流郡門別町・新冠郡新冠町境、厚別川流域		工藤金弥	らむい	工藤金弥	
ひぼく	新冠郡新冠町新冠川流域		工藤金弥	八郎右衛門	工藤金弥	
しふちやり	静内郡静内町静内川流域	「シヤクシヤいん在所也是より川上二亀菱在所有り」	蛸崎七郎右衛門 太田猪兵衛 新田権之介	「しやくしやいん在所也」	蛸崎七郎右衛門 太田猪兵衛 新田権之助	
もんへつ	静内郡静内町樽別川流域	しやくしや(持分)	蛸崎七郎右衛門 太田猪兵衛 新田権之介	しやくしやいん(持分)	蛸崎七郎右衛門 太田猪兵衛 新田権之助	
三ッ石	三石郡三石町三石川流域	まかの介	杉村武兵衛	まかの介	杉村武兵衛	○
けりま	三石郡三石町奥舞川流域		杉村武兵衛		杉村武兵衛	
浦川	浦河郡浦河町元浦川流域	ばらやけ しやそいん やうたりころ	「殿様分」	ばしやけ しやはいん やうたりころ	「殿様分」	
むくち	浦河郡浦河町向別川流域	せうたいん	「殿様分」	せうたいん	「殿様分」	
ぼろへつ	浦河郡浦河町白高横別川流域	ばらやけ	「殿様分」	ばらやけ	「殿様分」	○
うんへつ	樺似郡樺似町海辺川流域	ばらやけ(持分)	「殿様分」	ばらやけ(持分)	「殿様分」	
しやはにう	樺似郡樺似町樺似川流域	ばらやけ(持分)	「殿様分」	ばらやけ(持分)	「殿様分」	
たもじ	不明、幌泉郡えりも町内か		「殿様分」		「殿様分」	
おたへつ	幌泉郡えりも町歌別川流域		蛸崎龍人		蛸崎龍人	
ぼろいつみ	幌泉郡えりも町幌泉川流域					○
とから	不明、中川郡豊頃町・十勝郡浦幌町境、十勝川流域か	しらてし(持分)		しりてし(持分)		○
大とから	不明、十勝郡浦幌町浦幌十勝川流域か	しらてし		しりてし		
おんへつ	白糠郡白糠町音別川流域					○
しらぬか	白糠郡白糠町和天別川・茶路川・鹿路川流域付近					○
くすり	釧路市・釧路郡釧路町釧路川流域	小たんゆかり		こたんゆるか		

「寛文拾年状婦起集書」・「松前より下駄地迄所付」・「津軽一統志」(八木橋本)・「松前より下駄地所付」・「状婦起子編の事」より作成。

注

1. 集落名は「集書」の「迄所付」を基準とし、集落名、人名はともに原文のままとした。
2. 現行地名は、「角川日本地名大辞典」編集委員会編『角川日本地名大辞典 1 北海道』上・下巻(角川書店 1987年)、『ニューエスト 1 北海道都市地図』(昭文社 2002年)を参照した。
3. 斜体字(「ほろいつみ」、「おんへつ」)の地名は「迄所付」、「所付」ともに記述がなかったことを示しているが、現行地名と照合して、適当と判断した箇所記入した。

表Ⅱ 上蝦夷地の集落と首長の対照表

集落名	現行地名	「上状地立所付ケ」	「上蝦夷地所付」	「万間書扣」	「渡口覚」	商場	和人襲撃
田沢	樺山郡江差町田沢川流域	見六	ミロク				
おとへ	函志郡乙部町蝦川流域	みつ内	「状おとな見候内」				
相沼内	函志郡熊石町相沼内川流域	とひし(特分)	とひし				
けんねち	函志郡熊石町見市川流域	とひし(特分)	とひし(特分)				
熊石	函志郡熊石町平田内川流域	とひし 「此外におとな有り」	とひし(特分) 「其外おとな状有」				
関内	函志郡熊石町関内川流域	彦二郎	彦治郎				
ふところ	瀬棚郡北樺山町太樺川流域			らんち			
ぜた内	瀬棚郡瀬棚町馬場川流域			彦次郎	彦次郎		
も嶋小巻	不明、島牧郡島牧村内か	ちよこつ(特分)	ちよつへ(特分)				
嶋小巻	島牧郡島牧村泊川流域	ちよこつ	ちよつへ	「名知らず」			
ちわ尻	島牧郡島牧村千走川流域	ちよこつ(特分)	ちよこへ(特分)				
すつ	寿都郡寿都町六条付近	弥左衛門	弥左衛門	「名知らず」			
おたすつ	寿都郡寿都町歌葉付近			「名知らず」		状商場	○
しりへつ	磯谷郡蘭越町沢川流域			「名しらす」			
いそや	寿都郡寿都町磯谷付近						○
岩内	岩内郡岩内町野奈川流域	かんねくらま	かんねくるま				
しりふか	岩内郡共和町蔵株川流域	かんねくらま(特分)	かんねくるま(特分)	かんにしこる			○
ふるう	古宇郡神恵内村古宇川流域	かんねくらま(特分)	かんねくるま(特分)				
のな前	積丹郡積丹町沼前付近		かんねくるま(特分)				
しやたん	積丹郡積丹町積丹川流域			うてめしけ	うてめしけ		
ぼろもい	積丹郡積丹町横武意付近		かんねくるま(特分)				
びくに	積丹郡積丹町奥国川流域	しこつばい	しこつばい	しやちんやけい	しゆちんらけ		
古平	古平郡古平町古平川流域			「名しらす」		状商場	○
与一	余市郡余市町余市川流域	八右衛門 ケブラケ	けふらけ 八郎右衛門	さのかへいん うらけ うへれち さのかへいん		状商場	○
もいれ	余市郡余市町浜中付近	きいや太	きいやた				
おしろ	小樽市忍路付近					商所	
しくつノ嶋	小樽市祝津付近	とまひる	とまひる	「名しらす」		状商場	○
おたる内	小樽市・札幌市新川流域	よろたいん(特分)	よろたいん(特分)				
石狩	不明、石狩川中流域か			はふかせ	はうかせ		
石狩川口	石狩市石狩川河口付近			ようたいん			
「石かり渡より 色里登り はつしやふ」	石狩市・札幌市発寒川流域	よろたいん					
「岡上ニさつぼろ」	札幌市北区茅戸付近	ちくにし					
ましけノ嶋	浜益郡浜益村浜益川流域			「名しらす」			○
わしへつ	増毛郡増毛町若別川流域	まけしやいん	まけしやいん	「名しらす」			
てしほ	天塩郡天塩町天塩川流域			とミウへわいん	とミウへわいん		
るいしん	利尻郡利尻富士町・利尻町(利尻島)域内			むねわかいん もんやかいん	むねわかいん もんやかいん	状商場	
てうれ	苫前郡羽幌町天売(天売島)域内			「名しらす」			
れふしり	礼文郡礼文町(礼文島)域内					商場	
庄や	稚内市宗谷川流域	しやくけ	しやくらけ	しるへたいん かしもれい	しるうゑんてあいん かしもれい	商場	
三内	稚内市彌内川流域					商所	
ゆうへつ	紋別郡湧別町湧別川流域			「名しらす」			

「寛文拾年状蜂起集書」・「松前より上状地立所付ケ」・「津軽一統志」(八木横本)・「松前より蝦夷地立所付」・「万間書扣」・「兵庫様御居城より松前上国<sub>エ</sub>渡口覚」・「状蜂起子細の事」より作成。

注

1. 集落名及びその序列は「集書」の「所付ケ」を基準にしている。尚、「るいしん」、「れふしり」の集落序列は各々、「渡口覚」の「あさしの鼻」、「はつかいへ」の項目内容から判断した。「所付ケ」、「所付」ではともに「あさん」が「庄や」、「せうや」の前にあり、「あさん」は「渡口覚」の「あさしの鼻」に相当すると考えられること、また、「渡口覚」では「あさしの鼻」と「はつかいへ」が連続して記されていることから表の通りとした。更に、「てうれ」は「万間書扣」にのみ記されるが、「るいしん」の後、「そや」の前に記されているので集落序列はそれに従った。
2. 現行地名は、「角川日本地名大辞典」編集委員会編『角川日本地名大辞典1 北海道』上・下巻(角川書店 1987年)、『ニューエスト1 北海道都市地図』(昭文社 2002年)を参照した。
3. 網掛文字は「集書」の「所付ケ」には記述があるが、「一統志」の「所付」には記述がないことを示す。
4. 斜体文字は「所付ケ」、「所付」に記述がないことを示す。

表Ⅲ 寛文十年上蝦夷地仕置におけるアイヌ側のツクナイ（賠償）状況

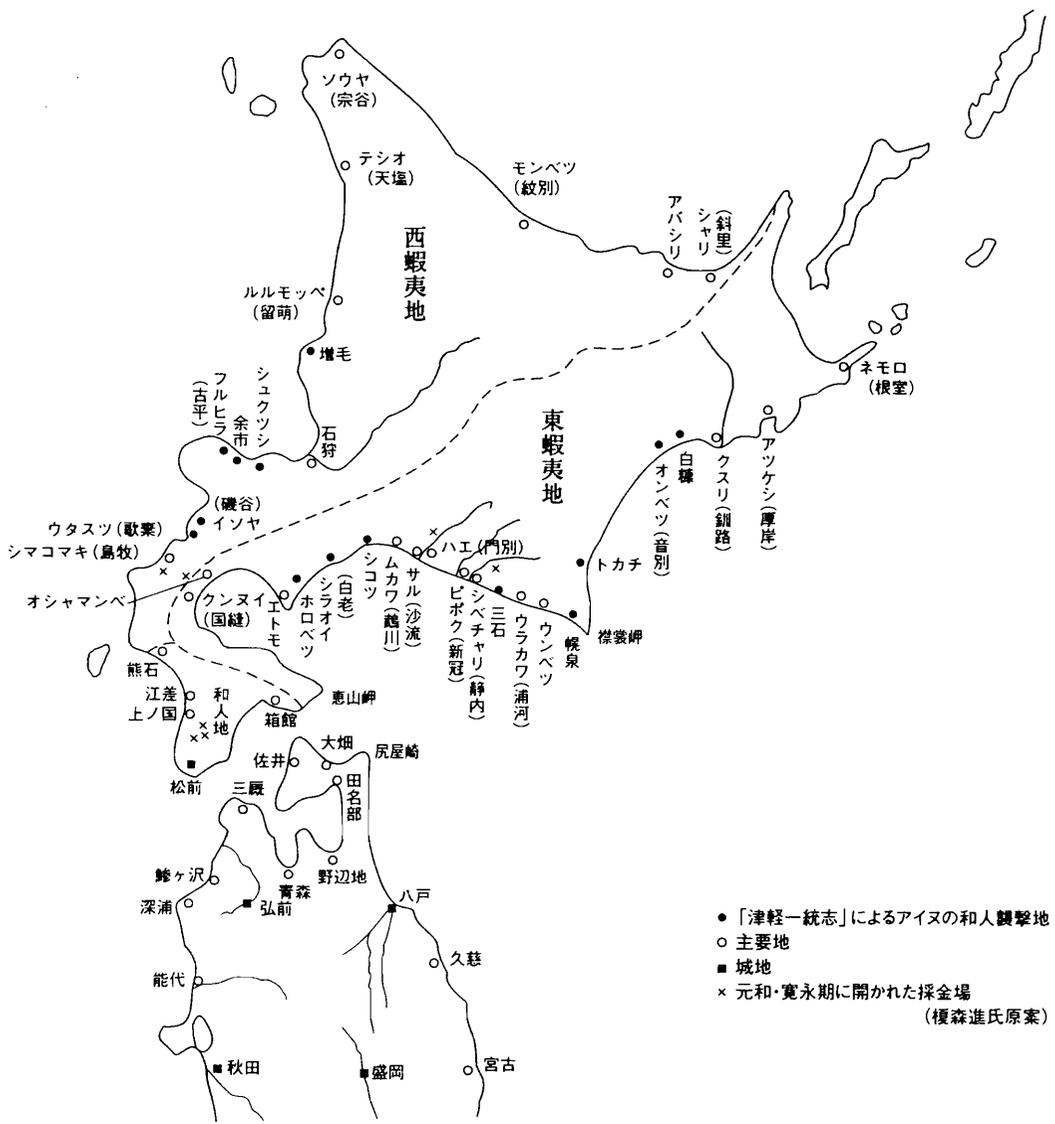
地名	和名漢字	「注進書・ツクナイ覚」		「拾書・ツクナイ覚」	
		首長	ツクナイ数(色)	首長	ツクナイ数(色)
せた内		彦二郎	「忠節」・「褒美」・「与市立合」		
嶋子巻		ちよかつへ	「忠節」・「褒美」・「与市立合」	てまりけ	170
(おたすつ)	○			(つさけすへ)	(「つさけすへ」は寛文十年春から逃亡)・ヨイチ不参・ツクナイ之義近所之状ニ申渡候
すつつ		べたぐる	「忠節」・「褒美」・「与市立合」		200(「すつつより古平まで」)
しりへち		れつらない	10		*しりふか:逃亡・ヨイチ不参、「ツクナイ之訳
尻ふか	○	かんにしくらふ	325		せたないノ状共ニ申渡候、嶋こまき・ちよこ川
ふるう		しるま	25		さいそく仕候答之由、
しこたん		くてへしせ	35		
ひくに		はちこまいん	10		
ふまびら	○	ゆうこむ	122		
もいれ		きいやた	49		
与市	○	けふらけ 八右衛門 たツし うゑんれう	300	けふらけ 八右衛門 「同近辺之状」	354
(しくづし)	○			ミきのすけ	76
石狩		はうかせ ちうへり いつた あへちやり さなかせ あまいん むまた	200		
(石狩川湊)					200予定・「与一へ出候」も逃亡
(はつしやふ)					ヨイチ不参・「ハウカセニ申渡候由」
ましけ	○	の化いほん	100		
ほろとまり		まつけしやゐん ふな つみち しりしたいん	30		
(てしほ)					「与市へ出申候」
そうや		かしもいれ いしやりき	「忠節」・「褒美」・「与市立合」		「与市へ出申候」
りいしや		もにりういん いなせたま	「忠節」・「褒美」・「与市立合」		「与市へ出申候」
ゆふべち			「延引」・「与市へ不参」		
でくに			「延引」・「与市へ不参」		
(からふと)					「与市へ出申候」

「蝦夷婦起注進書之写」・「(寛文十年)九月八日」付、松前兵庫「覚」、寛文拾年狄婦起集書・「ツクナイ出シ候覚」、津軽一統志(八木橋本)・「狄婦起子細の事」より作成。

注

- 1、地名とその序列は「注進書・ツクナイ覚」を基準とした。尚、地名・現行地名の対照については表Ⅱを参照のこと。
- 2、地名欄の( )内地名とその項目内容は「集書・ツクナイ覚」にのみ記されているものであることを示す。
- 3、「(おたすつ)」の項目の首長欄に「(つさけすへ)」とあるのは、「集書・ツクナイ覚」と「一統志」・「狄婦起子細の事」の内容から首長と判断したが、「おたすつさけすへ」とあって、「すつつ」と混同している可能性(首長名は「さけすへ」ということになるか)も考えられることから( )で示した。

# 寛文蝦夷蜂起関係要図



地図「寛文蝦夷蜂起関係要図」

(青森県史編さん近世部会編『青森県史』資料編近世1所収口絵より転載)